

第八部

第四回参議院文部委員会會議錄第二号

(四一)

昭和二十三年十二月十一日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○教育公務員特例法案(内閣送付)

午前十四時四十三分開會

○委員長(田中耕太郎君) それでは文
部委員会を開会いたします。今日の議
題は、前回に引続きまして教育公務員
特例法案の審議でございます。前回に
一般質疑を終了したわけでございまし
て、今日は逐條審議の段階に入つてお
ります。この前に御配付いたしました
教育公務員特例法案に誤植があるそ
うでございますので、当局から訂正の
申出がありました。

○政府委員(辻田力君) お配りいたし
てあります教育公務員特例法案の印
刷物に誤植がありますので、その点を
申し上げます。向この点は正式に刷物と
して出て来るわけでありますが、それ
の間に合いませんので、便宜御審議の
上に御参考になると思ひますので、予
め申上げて置きたいと思ひます。第一
は、目次のところにあります第一章第
一節とありまして、その中に括弧して第
一節から第十八節とありますが、こ
の第十八節は第三條の誤りでありま
す。それからやはり目次の中の附則の
ところに、附則第二十三條から第三十
五條とありますが、第三十五條は第三
十四條の誤りであります。(ゆつくり
やつて呉れ)と呼ぶ者あり次に本文
に入りまして第二十三條の第二項「こ
の法律中の規定が國家公務員法の規定
に矛盾し」とありますが、「この法律中

の規定が」の下にぼつがあるものであり
ます。これはぼつがありませんのでそ
の点を訂正いたします。それから二十
九條は全部削除であります。三十條以
下は一條づつ繰上るわけでございまし
て、従つて三十條は二十九條になり、
三十一條が三十條になり、三十二條が
三十一條になり、三十三條が三十二條に
なり、三十四條は三十三條、三十五條は三十
四條というふうになります。以上でこ
ざいます。

○委員長(田中耕太郎君) それでは逐
條審議に入りますが、各條ごとに審議
いたしますが、それとも章、節別に一
括いたしまして問題にいたしますか。

○高見とみ君 昨日私差支えたもので
参りませんでしたので、若しできれば
逐條ごとに一條づつお願いいたしたい
と思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) では御異議
ございませんければ……

○岩間正男君 その前にですね、全体
的な質問なんです、それを突は、今、井
給與局長の出席を求めましてお聞きし
たいことがあるのですが、その点を保
留に置いて置きたいと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) どの條文か
に關係のある……

○岩間正男君 相關の關係です。給
與の問題ですから、それで向うの政府
委員の都合もあるらしいのですから、
適当なときで結構です。その点予めお
考え置き頂きたいと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) それじや岩
間君の一般御質疑の残つておる部分

は給與局長が出席せられた後にいたし
まして、逐條審議に入ります。第一
條、――別に御発言がありませんけれ
ば第二條に移ります。

○岩間正男君 第二條でこの教育公務
員の中に含める公務員の内容になりま
すが、その中に事務職員ですね、これ
については何ら触れるところがないよ
うなんです、学校のやはり構成から
考えれば、事務職員も非常に重要な役
割を果しておるので、やはり教育公務
員とした方がいいのじやないかと考え
るのですが、この点についてどうい
うなこれはお考えを持つていらつし
やるか。

○政府委員(辻田力君) 学校の事務職
員の方々は、教育に非常に関係のある
方でありまして、この学校がうまく円
滑にその事業が進行するためには事務
職員の人々も公務員に入れるというこ
とも考え得るのであります。又それが
適当である場合もあると思ひますが、
併し今回におきましては、原則として
して教育に直接携わる人、又それに準
ずる人を主としてこの法案の対象とし
て取り上げておるわけでございまして、
その事務職員の性質から言ひまして、学
校の事務職員は教育には勿論關係があ
ります、一方においてははいわゆる
他の事務職員との関連において事務職
員の面が非常に濃厚でありますし、
そこでこれらの方々につきましては、
一般の事務職員に適用されます規定
を適用するということにいたしましたし
て、ここでの法案におきましては原

則といたしまして、實際に教育に當ら
れる方を中心として考えておるのであ
りまして、この点につきましては御了
承願います。

○岩間正男君 そうすると、事務職員
をどのようにこれは將來扱つて行くお
考えなんですか。どのような、つまり
あの法案の適用を受けるかという意味
だつたのです。

○政府委員(辻田力君) やはりこの場
合、國立学校の場合と公立学校の場合
と違ふと思ひますが、國立学校の場合
におきましては國家公務員法が適用さ
れるようになりまして、それは全面
的に適用されるということになりま
す。公立学校の場合におきましては、
地方公務員法が適用されれば、それに
よつて適用されることになりまして
が、それまでの間におきましては、教
育委員会法の規定によりまして、都道
府縣の長の補助機關たる職員の規定を
適用することになるということになり
ます。

○岩間正男君 これは少し私の意見も
入るのですが、やはり学校の構成を見
まして、例えば事務職員というものは事
務だけ扱つておるといふものじやなく
て、やはり教育のいろ／＼な点で深い
關係を持つておると思ふのですが、こ
れは事務職員に入らないのですが、例
えば小使なんかの場合ですが、小使が
非常に教育化されてないもので、單に
小使だけの機能を果たすためにそこに
いろ／＼教育上支障を來たす場合が起
つて来る。事務職員の場合は小使なん

かよりもつと連關を持つと、こう思
うのですが、こういうことは當然教育
公務員法の中に包括して一括した方が
運営上非常に円滑に行くと、そういう
ふうには私は考えるのであります。こ
れは如何でございましょうか。この点
について今御答弁もありましたが、こ
こにどうして特別に切り離して考えな
ければならぬか、その根拠をちよつ
と伺いたいと思ひます。

○説明員(井手成三君) 私も地方で学
校教育の行政に数年携つて参りました
が、現場を知つておるのであります。が、
学校の事務職員が相当程度学校教育に
影響を持ち、又可なり通じておる部分
があることを承知いたしております。この
法律が第一條に規定してあります。が
ごとく、一般公務員法の特例として引
張り出しておるのは、任免、分限、懲
戒、服務及び研修、この四つでありま
す。事務職員については研修というも
のを、特に一般公務員と違つた意味の
研修を必要としない。これは簡單な方
面から言ひますと、任免につきまして
も、これは事務職員でありますから、
一般の職階制、又それに基いた採用方
法を取つていいのじやないか。それか
ら分限の問題も同様と思ひます。懲戒
も同様と思ひます。ただ服務
が、ここには一般公務員法に、例えば
この十一條を見ますと、服務のやり方
につきまして、國家公務員法の條文を
或る程度使つて来て、それは大学管理
機關が決める。それの方が便利だとい
う例も大學の場合を見ますとあるので

あります。一般の事務職員としての性格を持つておられ、これに對して人事院規則で病院なら病院の事務職員、又その他の研究所の事務職員といふふうなニューアンスを持つて作ることを予想しておりますから、それに委して差支えない。それに対して教育の方に結び付くものを特例的に引張つて出すということになりますと、その事務のものをごに引張り出すかといふことになり、特にそれを取りりますことはできないので、我々は人事院規則がでることに對して十分なる関心を持ち、註文を持つて作つて行くならばそれでいいのじゃないか。そこで「政令で指定する部局の長」というのは免許状を有する専門の職員といふのか。これは我々の概念におきますと、事務職員なのでありますが、それを特に教育の匂いが非常に強い、むしろ教育者というふうな立場を持つておりますために、この法律では局長のようなものに引張つて来たわけですが、図書館長のようなものは我々の概念では事務職員であります、特に教育という点に重きを置いてこつちに持つて来たのであります。書記とか、會計事務、或いは農園の技術職員、レントゲンの技手というふうなものはやはり性格的に一般公務員たる性格の方が強いというふうな趣旨からこういたしました。その特例といひますか、何か特殊性を認めて適当な規定を置くべきであるといふことは、國家公務員法の運用につきまして、我々十分人事院と連繫をして行きたいと思つております。

○岩間正男君 これは今の御説明もあるのですが、やはり私は同じ職場におつて緊密な關係を持つておる立場から、やはり公務員の中に入れて連關的な身分上の、それからその他の服務とか、一つの同じような法の適用を受けたい方がいいのじゃないかと思つておる。例えば今度の東大の不正入試事件なんか起つたのは、ああいうのを見てもやはりひとつと事務職員が教育に對してもひとつと深い理解を持ち、常に教員ともつと密接な連繫を保つて行くといふことが非常に重要だと、こういうふうな思ふのでありますが、別々な規定の違つた、そういうふうな身分上の点からやはりどうも仕事の内容が變り、又その職場に不統一が起るんじゃないかといふふうに思ふのですが、こゝういふ点についてこれはどうなんですか。何かこゝういふ事務職員を入れるにこゝう非常に工合が悪いというふうな理由をもう少し説明して納得が行く程ですが、どうですか。

○説明員(井手成三君) 例が東大の問題が出たのでございしますが、我々の法律は大体公務員の身分、いわゆる従前と言へば官吏というふうな公務員を目標にいたしております。例えば帝大のあの問題は、現在まで殆んど一般職員の規律から外れておるような雇傭員というふうな者も入つておる。その人たちが事務職員として、他の者はどうであらうとも大学一体として、或いは学校一体として動いて貰わなければならぬといふことを私は私共は考へるのであります。それは大学その他の学校の管理者、或いは教職員、その人たちの心構え若しくは学校の校長先生、或いは校長の統率、平素の訓育の問題に俟つところが非常に多いのであります。

この規律で、任免、分限、懲戒、服務、研修というふうなことでこれを引張り込んでここに入れるという部分は非常に少いように思ふのであります。先程申し上げましたごとく一般公務員と言ひましても、やはりそれだけの階層を分けて見ますと、その職務の内容、その責任等に應じた適切な措置が公務員法の下に行われるべきだと思ひますから、その法の運用でやつた方がいゝので、教員といふものの方に結び付けて来るということにかなり法律的な無理があるのじゃないかと、こゝ考へておるわけでありませう。

○岩間正男君 教育委員会の職員ですね、これなんか教育の内容そのものから見ますと、そういう面もありませうが、併し一面から言へば非常に事務的な、まあ冷淡な事務職員などと同じような性格を持つた面が多分にあると、こゝう思ふのです。それは併しこの中に入つておると思ふのですが、どうも一般の学校の事務職員はこれから除外されるという点の説明がまだ不十分なんです、併しまあこれは保留して置きます。

○委員(田中精太郎君) 第二條について別に御発言がございせんければ、第三に移ります。……第三條ございせんければ、第四條。

○高見とみ君 少し廻りますが、この学校の部局長というのをここに挙げてあるのですが、部局長というのとは教員或いはその他、まあ大学におけるときは教授であります、その人の中から採るのでありますから、その部局長といふのは、いわばこの政令によると書いてありますが、それを特に指摘しないでもいいのじゃないかといふふう

に考へますが、如何でございませうか。

○政府委員(辻田力君) その部局長は、学校の種類によつていろいろ違ふと思ひますので、画一的には行かんと思ひます。こゝで先ず考へておりますのは図書館長とか、それから大学附屬病院の院長さんというふうな方、或いは附置された研究所の所長、そういうふうな方でございまして、これらの方々は教授である場合が非常に多いと思ひます。それが、それでない場合も予想し得ることでございます。そういう場合に教授でなければならぬとしますことは非常に窮屈でありますので、部局長として獨立にある場合には、その場合いろいろな選考その他についても考慮しなきやならん点がございしますので、これについて部局長としたわけでございます。

○高見とみ君 重ねて伺ひたいします。そうしますと、その部局長を罷める場合にもですね、任免等の方面から入つて来ると、降任及び免職というふうなことが新たに出来たが、その場合にも、部局長を罷めるという場合でも、今までは多くはまあ選挙その他によつてやるのですが、その人たちが特にその部局長の地位に非常に関与する場合には、任免等が面倒になつて来る場合があるのじゃないかと思ひますから、その点伺ひたいと思ひます。

○政府委員(辻田力君) 部局長になるのを嫌がる場合ですか。

○高見とみ君 そうじゃなく、その職に固執しておつて、それを罷めさせることが困難になつて来るのじゃないですか。教授の中から、院長なり部局長なり、局長という者を、まあ局長というの

のは普通ではないかも知れませんが、そういう場合に、選挙で以て決定して行く場合にですね、今までは、それはもう殆んど非常に軽い意味があつたのであります。部局長の地位といふものが非常に確保されて来て、それは危険は勿論ございませうけれども、その地位を動かすことが非常に困難になつて来るのじゃないか、それは多くは私の考へておる前提は、すでに教員及び教授としての地位を持つてゐる人から選ばれて来た場合なんだから、仕事をなさつておるわけですね。部長だの局長だのという仕事は、その場合には多くは軽く見て、いろいろな病院内の都合とか、大学内の都合で以て變つて行つたわけなんです。ですから若しこの法律が、この教員でない人が部局長となつておれば、大変分るのでありますけれども、教員の地位と部局長といふのとが重複しておる場合が多いのではないかと、こゝう思ふので、それを任免の場合に故障はございせん

○政府委員(小野光洋君) その問題は、實際問題として或いは厄介な感情的なものつれや、学校内のいろいろの問題を捲き起すというふうなことがあり得るかも知れませんが、併しその問題については大学法が現在立案されつゝありまして、この大学管理機構といふのは、極めて適正公平な方法を探るようなことが定められることと予想されております。ですからこの法律にはそれはないと思ひますが、いづれその大学管理機構においてそれが扱われることになつて、その場合にこゝういふ憂えのないような方法を探つて行きたいと思ひます。

○岩間正男君 これは今の御説明もあるのですが、やはり私は同じ職場にお

は総長の統率、平素の訓育の問題に俟

つところが非常に多いのであります。

と書いてありますが、それを特に指摘

しないでいいのじやないかというふ

すか。教授の中から、院長なり部長な

り、局長という者を、まあ局長という

る、その場合にそういう憂えのないよ

うな方法を探って行きたいと思ひます。

○委員(田中耕太郎君) 第四條、別

に御発言をしませんか。なければ第

五條……次に第六條。

○岩間正男君 この先に行つて何回も

大学管理機関という言葉が沢山出て来

るのですが、これの構成、それから仕

事ですね、そういう内容について、こ

れは大学法草案要綱というもので大体

拜見したのですが、尙現在考へておら

れる内容について簡単に説明を伺いた

いと思ひます。

○委員(井手成三君) この法律案に

おける大学管理機関は、この間から申

しましたごとく、全然現在の案状その

ままを暫定的に受けておるので、大し

た意味がないのであります。但し従前

の慣習を法律化したというような点は

勿論意味があるのであります。問題は

結局次に現われて来るべき大学行政

の管理機関をどうするかという法律の

中に入るのではありません。御承知のよう

に文部省が大学法の草案を發表でもあ

りませんが、外に出したわけでありま

す。これに對しまして、刷新委員會の

方から又違った趣旨の答申が出ておる

のであります。これが実は如何なる形

において次の法律案となつて現われる

かにつきましては、今日のところまだ

政府としては確定いたしてないの

であります。で私共関係当局と目下折衝

中でありまして、大きな筋から言つ

て、多少私の個人的見解になるかも知

れませんが、教育の地方分権、教育の

民主化という大きな線に沿うというこ

とは間違いないと思ひます。

それと大学が單に専門的な教授陣で、

いわゆる大学の自治の名に隠れて

非常に強く、トウ・ブローニョ・シヨナ

ルな教授陣の独断に行くようにな

つては困る。一般國民の関心がこれに

又加わり得るようにならなければなら

んというところが一つであります。一

方又教育に非常に理解の深いような勢

力が不当に入つて来るというこは

けない。こういうような大きなライン

におきまして、目下私共はこの文部省

が示した草案、刷新委員會から受

けた案、連合軍のいろいろの方のサジ

エツションを受けつつ研究してありま

して、ちよつと大学管理機関がどうな

るかということにつきましては、まだ

お答えする段階に至つておりませ

ん。

○委員(田中耕太郎君) 次に第七條

です。

○河野正夫君 第七條の休養を要する

場合の休職については、大学管理機関

が定めるとありますけれども、これ

と何條か、あとの大学以外の学校の

場合、公立学校の場合でございますが、

二年の休職を規定してある。ところが

大学の方は、年数も何も規定してい

ない、大学管理機関が勝手に定める、こ

の振合は如何ですか。そういうところ

は立案中に何かお考えはなかつたの

ですか。

○政府委員(田田力君) 大臣の提案理

由の説明をされた場合に、その主要な

事項として、大学の自治の尊重、そ

れから学問の自由を保障するといふよ

うなことについてこの法案は重要な部

分についてできておるといふことを申

上げたのであります。この大学の自

治の尊重という点から、大学につきま

してはできるだけこの大学の自主性

よりまして大学の行政をやるといふ考

えの下に、この休職期間の問題につき

まして、大学管理機関において定め

ることにしてあるわけでありまして。で

後から出て来ます十四條のところの高

等学校以下の学校につきましては、必

ずしも大学と同じように自治を尊重す

るというような点については同様で

あります。この点につきましては

は具体的に期間、或いはその間におけ

る給與等について明記した次第であ

ります。

○河野正男君 今の御説明は腑に落ち

ないのであります。大学の自治は教

授陣だけの自治でなく、今、次官の

御説明のように單に大学当局の独断、

或いは一人よがりといったようなこと

も省く意味の、何程かの外の人にも加

わるような構想のようですが、とにかく

それは自主制を重んじたという意味で

休養期間その他についても何ら限定し

なかつた。ところがそういう理論で言

えば、私は高等学校以下、これを地方

教育委員會の自主性、自立性を重んず

れば、地方教育委員會に委せて置いて

もよろしい。ところが何故それだけ特

に限定したか、こういう議論が一應成

り立つ。併し私はその今主張したよう

な意見を持つておるのではないのです

が、お説のように大学の側について言

うならば、地方教育委員會の自主性

という意味で決まなくてもいいという議

論も成り立つと思ふんですが、如何で

すか。まだ言いたいことがありますが、

先ずそれを伺つて……

○政府委員(田田力君) 第七條の御説

明は先程申し上げましたように、大学自

治の尊重という立場からの問題であり

ます。併しこの自由に委すとは書いて

ありませんが自治に委すと言ひまして

も、そこにおのずから限界もあり、予

算上の問題もありましようし、それか

ら又大学の模式によつてそこにおのず

から定められるところがあると思ひま

すので、勝手氣儘なことを決めるわけ

のものでないと思ひますが、併し趣旨

としては先程のような趣旨のように第

七條ができておるわけでありまして。第

十四條に特に結核性の疾患について規

定いたしましたのは、これは特にその

教育対象である学生、生徒、児童が比

較的年少者であります。又結核性の

疾患等について非常に感染し易いとい

うようなこともあります。又教育

者の側から言ひましても、或る一定の

期間は安心して休養ができるようなこ

とを保障する必要がありますので、こ

こにはつきりと書いておる次第であり

まして、これを教育委員會に全部委

してしまふというふうなことは、そ

の結核性疾患に対する処置の問題の性

質から考へて見て適當でないと思ひ

ます。

○河野正夫君 いやその後の方の御意

見も亦結構であります。そうだとす

るとそれは大学教授においても同様で

ある。その結核性疾患について、地方

教育委員會の自治に委してだけは置け

ない程学生、生徒に重要な影響がある

からというようなことは、大学教育に

おいてはそうでないというような説は

成り立たないと思ふ。だからその第七

條の説明はそれでもよろしいが、それ

は十四條とこれはやはり同じ建前でな

ければならない。十四條の説明の結核

性疾患が無論重要性があるといふこと

ならば、第七條においてもそれを規定

しなければならぬ。ところが大学と

高等学校においては結核性疾患の重要

度が違ふから……

○政府委員(田田力君) 今申しまし

たように、相手は比較的結核性疾患

に罹り易い時期の生徒でありますの

で……

○河野正夫君 いや、私はこゝで承す

るのです。十四條のところの問題に

してもいいですけれども、地方教育委

員會に任して置くといふことにする

と、實際現実に教員の休養といふもの

は華われ、或いは圧迫せられて、教員

が休養ができないというふうなことが

あるかも知れん。大学の方の場合にお

いてはそういうことは人数も少いし、

又比較的信頼し得るというふうなこ

ろまで政府当局は言明できないかも知

れませんが、そういう意向があつたの

じやないかと私は思ひますが、それで

特にこれは法律で休養期間を規定する

といふのは私は非常に結構だと思ひま

す。ただ私第七條の場合について問題

としたのは、要するに大学教授諸君

だつて非常に結核性疾患に罹つて休養

している人なども私知つておるのです。

そういうのが各大学の管理機関では

らばに決定されると、例えば二年

というのが一年と決定せられるよう

な……、これが五年と決定せられると

いうなら、いい程いいのですから結構

ですけれども、結核の場合などは高

等学校以下は二年であるのに、それを

一年と決定せられるといつたやうな不

利益を受ける場合がありはしないか。

そこで單に個々の場合において大学管

理機関が定めると言つたのでは、保護

をするという目的が、その趣旨を貫徹

することができるとはあらうかどうか、

この点についてもう一遍御答弁を煩わ

したい。

○政府委員(田田力君) それは大学管

理機関になつていろいろな点から研究

されて、個々の場合に決定を與えられ
ると思ひますが、その場合に病氣の
人、或いはその他の心身故障のため
休養を要する人に対して、不利益な、
いわゆる酷なことをされるとは信じら
れないと存じまして、その点は大学管
理機関の適當なる処置を信賴するより
しようがないと思ひます。

○河野正夫君 いや、そういう立案者
としての御答弁は甚だ不満なものだ
がある。十四條との通關において甚だお
かしいのですが、追究はいたしません。
けれども若し七條で大学管理機関の方
で結核の療養等においては四年を必要
とするというようないことが、仮に或る
大学管理機関で決められたような場合
に、然るに地方教育委員会の所屬にな
る者については二年である、こういつ
たような事実が起ることを予想できま
せんか、どうですか。立案者はそうい
うことを考へたか、どうか、その点を
繰返して伺ひます。

○政府委員(辻田力君) 病氣、心身の
故障の問題であります。これはまあ
申上げるまでもなく、いさゝか程度が
あるものですが、そのとき／＼に應
じて処置するといふ趣旨でありまし
て、一律にすることは一應どの場合に
もできないと思ひます。併し十四條の
場合におきましては、併し十四條の
断をして早く発見して、そうして一應
二ヶ年間の休職期間を認めるようにな
つておるわけでありまして、大学の場
合におきましては対象が違ふことと、
それからもう一つは大学の先生方もど
ういふものですか、代替性と申しま
すか……が余りないのであります。な
ら、それらの点も考慮しなければなら
ないので、それでそれ／＼の大学にお

いては、諸般の事情を考へて先生方の
身分を保障するような線に沿つて決
めて貰ひたいと思つております次第で
あります。

○河野正夫君 どうも事務当局の御答
弁では満足できないのですが、他の政
府委員の説明を求めます。

○政府委員(小野光洋君) 河野委員の
御心配になることは誠に尤もです。大
学の教授も尊重されなければならん
し、又高等学校以下の教職員も、結核
その他いろいろ身分上の問題について
も尊重されなければならぬことは同
様でありますけれども、一應大学の方
は從來大学自体が相當の自治が認めら
れておるので、そうして又大学自体の
自治によつて相當程度さういつた問題
も円滑に処理されておるのであります
。それが特にこの法律ができたから
といつてその問題を取上げて一つの枠
に嵌めなければならぬといふ必要を
現在認められておらない。ですから敢
てここに何年といふことを決めなくて
も、いづれ現在の状態においても大学
自治において適當に処理されておる
し、大学法ができればより一層法的
な根拠を以てこの問題が合理的に処理
されるだらうと、かようなことを信じ
ておる次第であります。恐らくさう
な立場を裏切るような事実は今後起つ
て来ないだらうと予想をいたしており
ます。第十四條の方の問題は地方教育
委員会の方にこれを一任して適當にそ
の期限を決めたらどうかといふこと
になると、そこを河野委員の心配され
るようには各地方の教育委員会によつて非
常にまち／＼で、一年にするとか半年
にするとか、予算がないから直ちに給
料の支拂を停止するなどというように

決められるとなると、非常にまち／＼
なことができて来て、多少國民として
常識を疑ふような事実を招来するとも
限りませんので、それで十四條におい
てかようなことを規定した。大学の方
ではかような規定で適當じゃないか、
かようにいたしておる次第であります。

○高見とみ君 それに希望を附けさせ
て頂きます。大学管理機関ができた
ときに、自治を一應尊重して教授等
の休職に御考慮をお加へになることは
非常に必要なことと思ふのでありま
す。それは高等学校が、從來のがなく
なりまして、大学といふものの年齢が
非常に低くなつておると、それ
から地方から出て来る青年たちが今日
では大学の生徒といふ層に結核の蔓延
状態が非常に多いことは御承知の通り
であります。この点から申上げます
と、大学の教授だらうか或いはその
他の教育者であつて、結核性の疾患
を持つておる者は必ず休職にならな
ければならないといふやうなそういう氣
持を一つ、代る人がないとしてもその
点は大学の管理機関の責任において結
核性の教授たちが教壇に立つて殊に大
勢の生徒の前で口を使つて授業するこ
とでありますから、その傳染の途がな
いように、その点は一應大学管理機関
を作られる場合に十分御考慮して頂き
たいといふことを希望して置きます。

○委員(田中耕太郎君) 第七條別
に御発言を下さいませければ、第八
條……では次に第九條に参りま
す……第十條……第十一條……
○河野正夫君 十一條ですが、十一條
に、九十七條から百五條までに定める
ものを除くと書いてございしますが、九

十七條から百五條までの公務員法の中
には兼職禁止をはつきり讀つてあるの
であります。このあとにどこに兼職
禁止規定が出ておるのであります。か
らはこれは立法的には素人だから分ら
ないのですが、ここにはさつき除いて
といふやうにいつておられて差支えな
いのであります。公務員法の百五條
に兼職禁止規定があるものであります
が、同法第九十七條から百五條まで
に定めるものを除いては、大学管理機
関が定める。この條文ではこうなつて
おる。尤もあつたかと思ひます
。許すといふことがあつたかと思ひま
す。所轄と何かの許可によつては
よいといふやうなことがあつたかと思
ひます。

○説明員(井手成三君) 只今の御質問
は立法の技術の問題でございまして、
如何にも御尤もな御質問と思ひます
。が、この書き方は非常にむづかしい
のであります。要するにこれ以外の部
分は大学管理機関がやる。その他の部
分は公務員法の規定を先ず動かして行
く、こゝういふやり方をやつたのです。
國家公務員法第九十七條から百五條ま
でを除きまして、大学管理機関が一切
するといふことになるのですから、
一應立法としては動いておるので、教
育公務員法に対する特例は二十一條で
かいて來ます。これは余り上書きで
はないが、理論的だらうと思ひます。
つまり國家公務員法第九十七條から第
百五條までを除きまして、大学管理機
関に自由にやらせる。この方が法律的
には系統的だらうと思ひます。

○河野正夫君 諒承いたしました。選
命権者が行ふ」とあります。後の條

文では「任命権者」といふ項目で任命権
者が行ふ。勿論これは大学管理機関を
經由するといふことに重きを置いた規
定でありまして、任命権者といふ
ものは大学法が他の方で規定するの
で、ここには任命権者の内容が書い
てありません。

○政府委員(辻田力君) これは官立学
校におきましては規定がなく、國家公
務員法の中に入るのであります。従
つて國家公務員法によりまして、國立
については國家公務員法の五十五條に
よりまして文部大臣となります。公立
学校におきましては、この法律の二十
五條の規定がございまして、それによ
つてそれ／＼の大学を所管しておる地
方公共團體の長といふことになりま
す。

○委員(田中耕太郎君) 今までのと
ころで別に御発言をございせんか。次
に第十三條……
○河野正夫君 第十三條の選考権者、
「大学附置の学校以外の國立学校にあ
つては文部大臣、大学附置の学校以外
の公立学校にあつてはその校長又は教
育の属する学校を所管する教育委員会
の教育長、こゝあるものであります
が、教育委員会法を我々が修正したと
きに、教育長といふのは、教育委員会
に助言と推薦を行ふ任務を持つておる
のであります。この採用とか昇任、
休退職その他の場合においても、選考
権を持つておるのは教育委員会法に従
うと教育委員会自身だと思ひます。
ところがこゝでは教育長が行うと
書いてあるので聊か腑に落ちないので
すが、如何ですか。
○政府委員(辻田力君) お話のように、
教育委員会法の四十九條によりまし

で、それらの点も考慮しなければなら
ない。それでそれ／＼の大学にお
にすると、予算がないから直ちに給
料の支拂を停止するなどというよう
に、九十七條から百五條までに定め
るものを除くと書いてございませうが、九
命権者が行い」とありますが、後の條

て、教育の人事権は教育委員会にあり
ます。そのことは疑う余地のないこと
でありまして、本法におきましても、
その精神で規定しておるわけでござ
います。従つて本法案の十五條におき
まして、その点を受けてはつきりと書
ております。即ち「公立学校の校長及
び教員の任命権は、その校長又は教員
の属する学校を所管する教育委員会に
属する」ということで、はつきりして
おるのであります。この十三條の選考
については、これは任命に至るまでの
一つの手続でございまして、手続上の
ことは、これは教育委員会において具
体的にござい／＼したことをやること
は、實際問題としてな／＼できない
ような事情もあつたので、従つて
その手続の途中におきまして、選考と
いうようなことは事務局長的な性格を
持つております。教育長が行うという
ことにしたのでございませう。従つてこ
の教育長が選考いたしましたも、それ
を教育委員会において拒否するといふ
ことは勿論できるわけでありまして、
選考したからそれを全部否まなければ
ならぬというわけにはないわけであ
ります。

○河野正夫君 私は教育委員会法の場
合に、これは主張しなかつたのですけ
れども、こういう考え方も成り立ち得
るのです。教育長というものは相當の
専門教員の熟練者なるというふうな
ことになつて、そうして教育委員は地
方住民の代表で、教育に關心はあるだ
るうけれども、余り経験とかそういう
たものがない人が教育委員になるとい
うような場合があるならば、相當に教
育長に権限を持たせる必要がある。そ
ういうやり方をしておるアメリカの州

もあるのであります。ところが衆議院
から修正せられ、我々に回付せられた
あの教育委員会法案は、むしろ教育委
員会そのものに重要な権限を持たせ
て、教育長は助言機関、或いは補助機
関というふうな考え方が強くなつてお
つたのであります。我々はそれを承し、
そうしてここでも同様一致で通過した
わけでありましたが、その建前からい
うと、教育長が事實上選考に當るとい
うことは差支えないとしても、こうい
う法律で選考は教育長が行うと規定す
ることは、教育長の任務を教育委員会
の精神から見て不当に大ならしめる
ものであると私はそう考へるのであり
ます。特に今の御説明によると、教育
委員会がそんな細かいことはやれない
だらうから教育長と言つたというなら
ば、大学附置の学校以外の国立学校に
あつては、文部大臣が選考権者になつ
ておるのちよつとおかしいじやない
ですか。文部大臣は同時に國務大臣を
兼ねておる、そういう方がごちや／＼
したことをやるのも大変だらうから、
誰か決めて置いたらどうですか。どう
も今の文部当局の説明においては、一
方においては尤もらしく、他方におい
ては直ぐ抜けておる、先程のもそうで
したが、甚だ不満であります。もつと
はつきりした、筋の通つた答弁をして
頂きたいと思ひます。

○政府委員(辻田力君) こま／＼とし
たことというふうな言葉は適當な表現
ではありませぬでした。教育長は、事
務局長として教育委員会における事
務をすべて処理する職能を持つてお
るわけでありませう。それでこれは、教
育委員会法において明らかに定まつてお
る事柄であります。教育長が諸般の事

情をよく調査研究いたしまして、而も
勝手に選任するのではなくて、一方の
志願者名簿を作つてある者の中から、
その志願者名簿は縣の教育委員会で作
るものであります。その教育委員会
で作られた名簿の中から、具体的にい
ろいろな條件を考慮して一定の基準で
選考いたしまして、それを教育委員会
に於いて、教育委員会において最終的
に適當であるかどうかということを決
めて、適當であれば任命される、適當
でなければ任命しないということにな
るのであります。これを教育長
にして置く方が適當であらうと思つて
こういうふうな規定をいたした次第で
あります。

○河野正夫君 法文を、文部大臣や何
かとの開連から言つても、「所管する教
育委員会の教育長」「教育長」を削つ
ては立案者としては甚だ困るという意
向があるものであります。修正意見の
ようですが、とにかく立案者の精神を
伺いたい。

○説明員(井手成三君) そういうお話
を承つたのであります。それで私共
をいたしましては、この原案と修正案
とのどういふ差があるかという点につ
きまして、実は余り違つていないと
思ふのであります。我々立案いたし
ました者としては、この案に
對しまして責任を持ち、又実は一つの
自信を持つて現れて來たのでありま
す。その運賃の結果がそうなると思
は、できれば原案でやつて頂きたいと
思ふのであります。

○委員(田中耕太郎君) それでは十
三條、外に御発言ありませんでしやう
か……十四條。

○河野正夫君 さつきの第七條との開
連からもう一遍問題にいたしますが、

第一は、第七條のときに、十四條のと
きに申上げようと思つて保留して置い
たのですが、ここでは結核性疾患の休
養についての規定しておる。その他
は公務員法によるわけなんです。七
條においては、心身の故障のため休
養する一切の場合を大学管理機關の管理
に任せておる。ここでも七條と十四條
との觀念が違つてやせんか。若しも心
身一切の故障が大学管理機關の自治に
委せ得るとするならば、第十四條の
場合においてもこれは教育委員会に委
せるとは書いてありませんけれど
も、若しそれを委せることができな
い、或いはそれを不適當であるとする
ならば、丁寧に結核性疾患、そればか
りでなく、その他の休養をする場合に
ついて規定を置くのが親切であり、
それが教職の責任の特殊性に基いた、
立法の趣旨に合うわけでありませう。
ところが結核性疾患についての規定し
たのは私は不満であります。この点に
ついては私が第七條との開連におい
て一層不満足感が起る。この点に
ついてなぜこつちには心身の故障とい
ふものの一切の場合について規定をし
なかつたかを伺ひたい。これが先ず第
一点であります。

○政府委員(辻田力君) 本来ならば、
大学以外の学校の休職の場合について
はそれ／＼の一般法によることが原則
であります。それでこの中で特に教育
的な観点から考へまして、特に大学以
外の学校の場合においてはその対象と
する児童、生徒の健康等についても考
へまして、結核性疾患についてのみこ
こに書いてあるものであります。こ
れはその影響性を考へて特に結核性
についてのみ書いてあるわけでありまして、

その他の場合におきましてはこの一般法によつて規定するということになつてゐるわけでありませう。

○河野正夫 辻田局長の答弁は拒否したいと思つてゐるわけのわからん答弁です。私のお伺ひしているのは、大学関係においては、心身の故障一般について、大学管理機関で規定して行つてよい、これは言い換へれば、一般公務員法の枠から特別に離れてもいいといふわけでありませう。然るにこの高等学校以下の学校においては結核性疾患についてのみの規定があつて、他の疾患は公務員法に委していいといふ、それは結核性疾患においてのみです。それならば大学の場合もそれだけいいのはではないか。大学教授の場合には、大学管理機関の運用によつて云々といふ話をされた。ところが私はそれを主張しているのではない。第七條の規定は、いわゆる心身の疾患と、特段の意図が出てゐると思ふ。ところがその同じ精神ならば、第十四條も結核性ばかりでなく、もつと振上げていい。この点についてどう考えるかという質問です。

○説明員(井手成三君) ちよつと二万流で攻められたよなことで、なかなかむずかしいのでありますが、大体一般公務員という一つのグループと、大学の先生、それから大学以外の先生方と、三つあるわけでありませう。これは一般公務員に対して、特例を書こうといふのであります。先ず第一に掲げたのは大学の先生であります。これは先程辻田局長から申し上げましたごとく、大学というのは大体最高の学校でございまして、この先生方がなか／＼他に容易に得られない場合がある。この先

生方を五年待つても、他に講師を雇つてもいいから、休職にして置く方がないか。人事院でどれ程に決めるかも、しれないが、もつと長くても仕方がない。ところが大学以下の先生方は、その教育の必要性から見て、外に派山代りがあるから、この際きつぱり替へて貰うといふことにした方がよいと、それでこの大学の方は、大学管理機関の自治に委して行こう。一般の基準を決めないで、大学の特殊性に基いて、大学内部で決められるのがよいだらう。休職期間が長いとか短いとかいろいろありますし、その時に全部給與を與えて行くかどうかといふことは、期間の問題もあつて決し得ない、尙又大学の教員、必ずしもいい待遇を受けてゐると思われ

ないが、公務員全体について、一般の者は貰えない。大学の先生にだけ與えるといふことは主張しにくいといふところから、大学の先生方の休職の問題は、七條のような規定になつたわけでありませう。これは十四條と並行して考へなければならぬが、必ずしも今の病氣が結核であろうと、或いは他の胃腸病であろうと、何であるかと、今申し上げた点は同じだと思ひます。それで十四條の方に参りますと、これは今言つたやうな、やや高等学校以下は大学のやうな特殊性がありません。これは全面的に一つに振つてゐるわけじゃないか。その特殊性を各学校に持たせないので、いわゆる一般法の基準を與えてやつてゐるのじゃないか。そういう問題になつて参りますが、これはいろいろの外の問題もありませうが、結核のみをここで取上げて、外の病氣はどうかといふことは、大学の先生は代替性がな

いとか、非常に違つた資格を持つてゐるといふやうな点がありますが、それ以外の先生方は、多くの資格者が外に

から、一般の公務員と同じに行つてもいいと思ひます。特に結核だけを

取上げましたのは、辻田君が言ひましたごとく、結核といふものの非常に多いこと、それから又傳染性の多いこと、我々が統計を調べても、教員の罹病率が非常に多い。そういう特殊性のものを取上げよう、それ以外のものを取上げると、一般公務員の方と差が生ずるといふので、結核だけを上げたのであります。七條で全部取上げたから、十四條の方も全部取上げると言われましても、これは二年間だし、且つ又全額の俸給を貰うといふことは、結核対策といふ國策もあることだし、その他の見地から、この限度しか認められないといふことになつたのでありませう。一般公務員と大学の先生と、これと、三つともえになつておられますから、ちよつと説明がしにくいですが、これで御納得頂けないかと思ひます。

○河野正夫 納得できません。今の御説明の中に、大学の特殊性は、大学教授の代替性といふか、代りがないといふ事柄でしょう。

○説明員(井手成三君) そうです。

○河野正夫 代替性と言つて、商品扱いしてゐるやうですが、つまり高等学校以下の教員は、幾らでも代りがある。安くていい、大学の先生はなかなか、非常に長年かかつて養成したので、代りがないから、代替性がないといふやうに聞えるのであります。これは納得し兼ねる。

○説明員(井手成三君) 本當にそういう工合にお聞き取りになつたとしたら、私の不徳のいたすところでありませう。決してそういう意味ではござい

ません。ただ高等学校以下の教員は全

國に非常に多いのであります。免許状を持つてゐるのは非常に多いのであります。併し数が多いといふこと、人格が落ちるといふふうには決して私は思つてゐない。非常に教員の資格から見ても、数が多いといふことだけは事実だと思ひますが、何か人格を無視したやうな印象を與えましたら、私は陳謝をして置きます。

○河野正夫 人格を無視するとか、そういう意味ではない。要するに需要供給の関係で、教育量を政府の方で買取つて、その場合の値段が、片つ方は高くつけよう、こういふことを別な言葉で表現されてゐると思ひます。

○政府委員(小野光洋君) この法案の立案の趣旨は、全くさういふことじゃないです。大学の方の規定は、別に給料を出すか出さんかといふことは問題にはならないんです。國家公務員法及び地方公務員法によつても、休職中は支給しないことになるわけなんです。特に十四條でこれを取上げたのは、高等学校以下の教職員のうち、最も多い結核性疾患です。これは社会問題としても極めて重要な問題であり、結核対策としても極めて重要な問題だから、特に二年間は、この疾患に対しては休職を認めて、而も全額の給料を出すといふことを定めたのであつて、大分この第七條の規定とは趣旨が違つて私はず解をして、この法案を出してゐるのであります。そういう意味でお考え下されば、これはお分りになるのではないかとと思ひます。

○河野正夫 政府当局の御説明が二

いまして、この先生方がなか／＼他に
容易に得られない場合がある。この先
う工合にお聞き取りになつたとした
ら、私の不徳のいたすところでありま
す。

○河野正夫君 政府当局の御説明が二
様三様に分れておるので、いずれを是
うことになるか、非常に學者を得ると
いうような点において不便になりま
す。

す、不利益になります。そこで、それ
は大学自治機関に委せて心身の故障に
應じて適当に処理せよという方法を
取り、そして、第十四條の方は先程
申しましたように、これは主として、
公立学校以下の生徒及び教職員の結核
に対する保護の処置であると同時に、
又それ以外の教職員に療養の機会を與
えてこれを保護する意味であると、か
ように御了承願ふばよろしいのではな
いかと思ふのです。

○河野正夫君 私の質問より主眼点を
明らかにすれば、私の何を聞かんとす
るかが御納得行くかと思ふのでありま
すが、要するに大学にせよ、高等学校に
せよ、一般公務員にせよ、とにかく生活
の保障というものは、給與の面ばかりで
はなくして福利厚生の面的なもの、最低
線というものは、國家が保障しなければ
ならぬ。特に教職員の責任の特殊性
ということから、この法律が出されて
おるのでありますが、そういう場合に
は少くとも立法の根本的な趣旨から言
つても、例えば病氣というふうなもの
の最低限度の保障というものを明記さ
るべきものではないか。この意味にお
いて結核性疾患、これについては後で
質問したいと思ふが二年の休業期間
というものは不満であります。仮に
二年だとして、二年というならば、
それは大学教授陣営に對してもやはり
二年を最低限として認め、その他特
殊の場合においては大学管理機関が定
める、或いは又その他特殊の場合につ
いては地方教育委員会が定める、そ
うなれば大学教授は代替性云々とい
ふけれども、高等学校の場合にでもこ
の教員が是非必要だということはある
得る。この校長が是非必要だといふこ
とはあり得る。その場合特殊の計らい
も亦できる途を開いて置いて、最低限
度だけを立法して置く、こういうふう
な建前であるべきではないか、私はそ
ういふ趣旨から言つて、第七條と第十
四條の通關の御説明が納得行かない、
こゝ言つておるのであります。勿論大
学管理機関で適当に決めて、一般公務
員の場合より有利に市がある方がよろ
しい、同様に地方教育委員会でもそう
いふに決めて市がある方がよろしい
と同時に、結核性疾患については少く
とも三年だけは現職のまま或いは休職
なら休職にして待遇を全額給するとい
うような最低限度のものとして與えて
置く、その他の特段の必要の場合には
特段のことでもやつてもいいのだとい
ふような規定の方が保護規定として完
全ではないか、その方が天下の教員を愛
する文部省としての立案に副つて行く
べきものではないか、こういうの
であります。

○政府委員(辻田力君) お叱りを受け
るかも知れませんが、一應御質疑の趣
旨はよく分りました。この第七條と第
十四條の点でございしますが、これは兩
方ともたゞ／＼見出しのところは休職
の期間というふうなことで書いてあり
ますので、その点を相互通關してお考
えになり、又同じ精神でお考えになる
ことは、これは実は御尤もだと思ふの
であります。併しこの立法精神は違
つたものでは、これは大学自治の尊重とい
う点に附して大学の管理機関で定め
るというところに重点があるわけであ
ります。第十四條の方はそういうこと
で定めるかというふうなことではなく、
むしろ内容につきまして、大学以外の

学校即ち高等学校以下の生徒児童を対
象とする場合におきまして、特に結核
性疾患のような傳染力の非常に強いも
のにつきましては、生徒児童を保護す
る上から行きまして、又先生たちが
無理して学校に出られて病氣を悪くす
るというふうなことがあつてはならな
い、教育者と被教育者保護の面からこ
ういふふうな規定を設けたのでありま
す。題目が休職の期間というふうな
書いてありますので、この通關を一緒
に同じ線でお取りになるのは御尤もだ
と思ふのでありますが、併し全く趣
旨が違ひますので、従つて表現の仕方
も変つて来るということでありませ
ん、この点御了承願ひたいと思ひま
す。

○河野正夫君 これ以上言つても要領
を得ないと思ひますので、年数とかそ
の他のことについては質問したいと思
ひますが、私と同じような質問を他の
方も御質問なさりたいと待つておる
と思ひますから私の質問は一應打ち切
ります。

○河野正夫君 この第十四條と先程の
七條の問題であります。大学教員と
それから高等学校以下の教員の問題
で、高等学校以下の教員の方は結核性
が多い又罹る場合も余程多いと考えら
れますが、多いというところは絶対数に
おいて多いというふうな関係ですか、
大学教員と高等学校以下の教員との結
核に罹るパーセンテージはお分りにな
つておりますか。それからもう一つ
は、一般公務員についてはこういう特
段の定めがなしに、教育公務員法によ
つて、教員に限つてこういう優遇の途
を講ぜられておるということは、我々
文部委員としては非常に結構でありま
すが、併し一面國會議員の立場から言

へば、一般官公労のことも考えなければ
ならないのであります。そういう点
から考へて教育に従事するから結核に
罹る、或いは最近の社會情勢から考へ
て、榮養の問題が非常に大きな基礎に
なりはしないか。そういう場合に、ある
発表によりますと、本年の春頃の官
公労の賃金ベースからいふと、カロリ
ーは大抵千五百カロリーぐらいであつ
た。併し賃金ベースが上つたにも拘ら
ず、逆に減つて、八月の統計によると、
千五百カロリーよりも減つておる。こ
ういふふうな考えますと、一般官公
労の榮養の点において非常に低下して
おる。そうすると教職員のみなならず、
一般官公労においても、こういうこと
が非常に殖えるのじやないか、こうい
う点を考えましたならば、文部委員と
いう立場、國會議員という立場から考
へて、一つその比率をお示し願ひたい
と思ひます。

○政府委員(辻田力君) 大学の先生方
の結核性疾患の罹病率と、それから高
等学校以下の先生方の罹病率でありま
すが、今調べておきますので、後程
お答えしたいと思ひます。

それから結核性疾患が教員特有のも
のであるか、これは教員特有というこ
とは言えないと思ひます。我々として
はただ他の場合と比較して、比較的教
育者に多いということは、これは的確
な資料ではありません。従つて教育者
に特別な病氣というふうなことも言え
ないものであります。ただ先程から繰
返して申上げますように、普通一般の
公務員が結核性疾患になつたときに外
部に與える影響よりも、教育者が結核
性疾患になつた場合に外部に對する影
響、又その影響を考へて、先生方は

心配をして無理をして出て來られる、
教壇に立たれる、従つてそれが、原因
結果で、両方悪くなる。教育者も悪く
なり、被教育者に悪い影響を及ぼす
というふうな点も強く考へまして、こ
の案の十四條の規定を設けたわけであ
ります。

○河野正夫君 それでは本人の立場よ
り他に影響する点が多いということ
を主としてこれを設けたのですか。

○政府委員(辻田力君) 両方ござい
ます。

○河野正夫君 重ねて申しさすけれど
も、一般官公労の場合と比較の率は分
りませんか。統計はないのですか。

○政府委員(辻田力君) 今手許にござ
いませんが……。

○河野正夫君 分りましたら一つ……。

○政府委員(辻田力君) 後程お送りい
たします。

○河野正夫君 この問題は先程から、
別な観点から河野君から質問がなされ
ておるのでありますが、私はこの條項
に對しまして、期間の問題を問題にし
たいと思ひます。無論特に教員のこと
のような措置を文部省が採られた、殊に
教員の立場からいふと、單に教員自身
の個人だけの問題でなくて、その及ぼ
す影響は被教育者、六十人、七十人相
手にする子供たちに感染する率が非常
に多い。これも的確な現在統計はござ
いませんけれども、結核に罹つた先生
と罹らない先生の場合、子供の感染
率というものを見ますと、これは
新潟辺りで大抵の統計が出ておるの
であります。この統計を見ますと、非
常に開きがあるという恐るべき事實が
現れておるのであります。そういう点

から文部省が当然この法案を、特に教育立法の中に特殊性として謳われたことの趣旨に対して私は賛成する者であります。その面が一つと、又もつと廣く考えましても、当然日本における結核受患率というものは世界でも有数なもので、甚だ不名誉な特長を持つておるのですが、殊に現在の生活條件が非常に悪いことからして、勤労階級の中で結核患者が榮養などの關係もありまして非常に多い。教育労働者がこういふような一つの職務上の特質からでもありますけれども、それだけでなくて、又教育労働者自身の立場から、この二面からして、文部省がその途を開かれるということは、やがてそれが他の労働組合なんかに適用されることでありまして、非常にこのことは喜ばしいことじやないかとむしろ考えられる次第であります。何故かというならば、言うまでもなく、結核は事前の予防ということが非常に重要なのであつて、このようないつの厚生機關が置かれることによつて、実はこの適用を余り使ふ必要がないというやうなことが起るのじやないか。このやうな、何といひますか、罹病した場合に、当然ここに身心の安定がもたらされると、そのやうなことが又結核の療養に取つては一つの重要な條件になる。簡単に言葉で言いますと、やういふやうな保障があることによつて、早く直る。かういふやうなことでありますから、この法案なんかの趣旨が他の組合なんかに及ぼすというやうなことがあつたならば、非常に喜ばしいことであると思ふのであります。

さてこの期間の問題であります、これがそのやうな防護の立場、殊に教

職の特殊性、対象に対するところの被害の程度、かういふやうなものを考えますときに、果してこの二年が妥當であるかどうか。これは我々の立場からしますと、二年では、この法案の精神というものは生殺しにされておるというこゝろをばつたり言ひたいのであります。これについて、いろいろ専門家の意見を、実は時間があれば公聴会なんか開いて、当然専門家の意見を徴するといふことが必要だと思ふのであります。ところが、とにかく簡単な結核、肋膜炎やうなものであつても、感染してから本当に完全に治癒するには相当な年月が要する。ましてこれが正当な診断をさしましたところの結核性疾患の場合であります。またならば、その感染から完全な治癒までには、三年でも完全な期間じやないといふことが言えるのじやないか。先ず感染してから大体一年の期間があつてそれが現れて来る。それからそれが大体の病巣を喰ひ止めて、そして何と病勢が進行しないといふやうなところまで持つて行くには大体二年かかると思はれます。それだけでは併しこれは何も結核の治療としては効果がないのであつて、その後における完全治癒まで行つて更に空洞が固まり、普通の今度は労働に復帰することができるといふことが、結核の療養に取つては重要な問題なのであります。従つて二年間といふことは非常に中途半端である。大体医師なんかの話を開いたものでありますけれども、二年では結核の病勢が右に行くか左に行くか、つまり生きるか死ぬかといふことが分らない。大体三年を要するといふと、結核患者として助かるか助からないかといふ見当がつく。その三年とい

う境が非常に重要な意味を持つておるのであります。当然文部省がかういふやうな立法を先立つてされる精神を活かすためには、二年を三年にされるものが重要であるとは私は考える。殊に三年にするといふことは、必ずしも三年全部使つていふことを意味するのじやなく、実はさつきも申しましたやうに、精神的な一つの保障といふものが、非常に結核療養の場合には必要なのであります。病氣に罹かつて、あと二年しかないといふやうな氣持では、落着いて療養ができないのであります。これを三年あるといふことで、却つてその治癒を精神的にも早める。そして当然治れば、その三年を非常に軽い場合には使つていないのであります。さういふ点から考えますと、三年にするといふことは、むしろこの病氣の特質から考へて、又精神的な一つの保障を與えるといふ点から、非常に重要じやないかといふふうに思はれる。更にもう一つ問題にしたいと思ひますのは、これは五十万教員のこのやうな問題の適用を受けておりますところの日本教職員組合と文部大臣の間に締結された團體協約においてはこれは三年である。これが昨年の三月において調印されたその施行後の状況はどうであるか。このやうな統計が果して文部省に現在できているのであるかどうか。さうしてそれが一体どのやうな実績を挙げているか、かういふやうなことの根拠も実は伺ひたいのであります。その根拠が果してあると、尙ほつきりするのであります。結局この前の説明もありましたが、これを二年にしたのは予算措置の面においてこれはいま行かなかつたのだといふことが主

な原因のように聞いたのでありますけれども、併しこの予算の大体の輪廓はどの程度のものであるか。かういふことを伺へば、我々のこの問題に対する決定的な意見が出ると思ふのであります。とにかくいろいろこの中には問題があるものであります。私はとにかく日教組との團體協約の線をものと後退して、これを二年にしたといふことの意味が甚だ分らない。かういふやうな後退した形において曖昧にすることではなくて、この趣旨をどこまでも徹底するやうな科学的な裏付けのある措置を財政的にも確立して、この法案を私は改正すべきじやないか、かういふことを提案したいと思ふのであります。これに対する当局の意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(辻田力男) この結核性疾患のために長期休養を要する場合の休職の期間を二年にするか三年にするかといふ問題につきましては、これを學問的に研究すれば又いろいろ結論が出るのではないと思ひますが、我々としては、普通の場合におきまして、早期に診断することを普及徹底いたしまして、早期診断によつて感染したことが初期のうちに分つた場合には二年あれば大体よからうといふことを結論としてこの規定を作つたわけでございます。尙日教組と文部大臣との團體協約の中に規定してあります。現在はその規定は一應解消しておりますが、併しその精神は尊重されておるのであります。その場合に三年といふことになつておりますが、それは勤務を現職の勤務とみなすと規定してあつたと思ふのであります。従つてこの場合とは直接的には關係がないのでございまして、ここにおきましては、休職の場合における期間を定めようわけでありまして、勿論両者の間に關係はあります。一方は現職について規定したものであり、それからここでは休職の場合について規定してございまして、その間に形式的には違つてはあります。二年の問題はいろいろの問題があると思ひますが、右申しましたやうな事情でございまして、御了承願ひたいと存じます。

○岩間正男 今の答弁では非常に根拠が薄弱であります。大体よからう、早期診断をして病氣を発見するやうな措置をするから大体二年でよからう、これではこの法案の立案の仕方が非常に脆弱と言わざるを得ないのであります。もう少しこれは診療所とかその方の道の専門家についてこれは十分に正すべきじやないか。それから三年といふのは例へば厚生省あたりの職員の内務部においては、實際これが法的には措置されてないが、実施されているといふことも聞いており、厚生省がさういふやうな立場を取つておるというところも聞いておる。さういふ点からこれはどうしたつて二年の根拠というものが分らないのであります。

それから次に私が伺ひたいのは、日教組との團體協約が実施されてからどのやうな行使状況になつておるか。實際の統計、さういふものをお示しを頂きたい。更にそれに対するところの予算措置はどういふふうにとどのやうに行使されておるか、これが一番肝腎なところだと思ふのであります。それからこの問題は休職の期間だけについて問題になつておるのであるから、これは現職であるから問題はない、

さてこの期間の問題であります、これがそのような防護の立場、殊に教

と、結核患者として助かるか助からな

たのは予算措置の面においてこれはう

てこの場合とは直接的には関係がな

について問題になつておるのであるか

こういふようなお話でありますけれど

も、この休職の期間及び効果というよ

うなことを語つておりますけれども、

外の休職のことについては何ら語つて

いない。むしろこれは結核に対する規

定としての特質を持った法案の内容の

ように思ふのであります。今のそうい

う條項に促されて休職の期間及び効果

といふことについてこれを規定したのであるから、従つて今の結核の問題に

ついて余り触れること云々というよう

なことは、答弁にならないと思ひま

す。現実の必要なことに法案の方を

変えて行けばいいと私は考えるのであ

ります。そういうような点から今の御

答弁の点について、私の挙げました三

点についてもつとつきり伺いたいと思

ひます。

○政府委員(辻田力考)

私の言葉が足らなかつたので或いは誤解を生じたかと思ひますが、今の休職の期間のこと

を定めてあると言つたのは、勿論結核

性疾患についての休職の期間でありま

す。先程文部大臣と日教組との間に

おける問題は、これは現職のことにつ

いて規定してあるもので、結核性の疾

患のことについて規定してあるもので

はないといふことを申し上げたつもり

○説明員(東條昭君)

結核の問題につ

きましてですが、これは三年が二年に

なつておりますのは、現在結核の治

療といふものが、早期診断の技術が非

常に進歩して参りまして、我々は現在結

核の治療には早期診断を最も重要視

いたしまして、早期診断の早期治療とい

ふことを考えております。早期診断を

○説明員(井手成三)

これは根本とし

まして、休職者に対してはこの制度

でどう書くかといふことよりも、皆の

扱い方といふことで大體の問題が片付

くのだと思ふのであります。大當は勤

務

務

務

ケ年内に閉鎖性になるということにま

あなつております。そういたしますと

いうと、一ケ年を治療期間として考

えますと、次の一ケ年を療養期

間といたしますと、大體二年に

おさまつてこの人が再び教壇に立ち得

る、或いは立ち得ないといふことが決

定されるというふうに考えたのであり

ます。

○岩間正男君 尤も私は専門でありま

せんから、結局まあこれについては相

当に専門家の体育局長の今御答弁もあ

つたのでありますけれども、もつとや

はりこの道の専門家にお聞きしたいと

いうふうな希望を持っております。そ

の問題は、これは飽くまで私は三年を

必要だといふふうな根拠を以て述べ

ておるのであります。その問題はま

○岩間正男君

これは飽くまで私は三年を

必要だといふふうな根拠を以て述べ

ておるのであります。その問題はま

だ、まあ何といひますか、予算措置的

な、会計措置的な点、定員的な点から

はむしろこれの方が私共有利じゃない

かといふふうに考えたのであります。

併し教員の心理に及ぼす影響、これは

○説明員(井手成三)

これは根本とし

まして、休職者に対してはこの制度

でどう書くかといふことよりも、皆の

扱い方といふことで大體の問題が片付

くのだと思ふのであります。大當は勤

務

務

務

それは勤務しておる者から見なすと

か、同じような趣旨によつてこれが運

用されるのが非常に重要じゃない

と、こういうふうに私は考えるのです

が、これに対してどうお考えですか。

○説明員(井手成三) 現職であるこ

とによる利点と非利点があるものであ

ります。実際はこれです。非利点の方

と私は思つておつたのです。といふの

は現在はその定員を食つておりますか

ら、それ以外の補充はできない。又そ

れに対して予算的処置もできない。こ

れになりますと、休職になりますと定

員が出て参ります。後は学校として

は学校組織に必要な人間を置かれる。

この休職給は一般の現職給と別にこ

だけの配付を受けられるといふよう

な、まあ何といひますか、予算措置的

めていないのでありますから、法規の立て方から言いますと休職にするのが当り前だと思ひます。現在勤めな者が勤めておるといふような恰好を取ることはやはり法律の立て方として真直ぐの途じやない。休職は休職にする。併しそういう事情で、而も國策から見て是非この人には現職並の待遇を與えるということが必要でありますれば、待遇の方についてはそういう建て方を必要はありますが、建前としては飽くまでも表筋で行つて頂いた方がいだらうと思ひます。

○岩間正男君 仮にそうしますと、この法案ではそういうような点は別に語つてないわけですね。例えば「俸給の全額を支給することができ」ということで、これは俸給の点に見えまして、併しこれは俸給の点が問題になりまして、俸給といふと、本俸だけ現在これは出すよな意味じやないかと思ひます。そうしますと、この点をまあ給與といふに直すと、それから「できる」というような、こういう問題ですね。こういうのじや非常に不安定ですから、こういうことをはつきりさせるとか、それから一番やはり氣になつておるのは、長い勤続期間を持つております。大抵教員といふのは勤続されるのですが、そういう人が今申しましたようにどん／＼どん／＼状態が變つて、そうして新しい給與体系が出て来るために途中で切り換えられるのです、そういうような切り換えについて残されるというやうな現状、取り残されてそれだけが不利になつてしまふのが現状なんです。そういう点についてこれは何らかの法案に謳う

のであります。一般公務員法の方が一般公務員に対する病氣休職者の制度でやや後退したものでありますから、これと丁度正面衝突するやうな、即ちそれと違つた方向にこれは行くこととす点で私共も実はやり得なかつたものであります。このことをこの間ちよつと申上げたのであります。やつとこの辺で維持できたのであります。本當は他の公務員一般から見ると働かないのにも何もかも貰う、成程教育といふのは國家の根本であるから眞にいろいろな勤務状況から見ても勿論同情はさしますが、特例として我々としてはかち得た特例の原則であるわけでありま

す。現職とみなしてできるだけやるといふやうなことは國家財政が十分許せば教員に關しては勿論であります。他の方にもやりたいところでありまして、私共はこの法律にその原則を譲りまして、あとは例えは療養施設をよくやつて行くといふやうなことで、そういうやうな方法も政府は將來やりたいと思ひます。ただ二年間金を貰つておるだけでは何にもならぬ。固より名前が伴わなければならぬので、これに力をして行きたいと思つております。もう一つのお話は切替へるときに命令されなければこれが變るときには切替へられると思ひます。このことは確言できると思ひます。この二年末に昇給するといふ場合、優秀な人々と一緒に病氣で全然休んでおるといふがごとき先生が同じに上るといふことになりますれば、他の堅実に勤務しておる人、足らざることを補つておるとおる人たちの氣分からいたしまして、どういふことになりましか、

同じやうにそれらの人々と昇給して行くといふことは確言できませんが、切替へは必ずやるべきであると思つております。

○岩間正男君 結局この文部省の認めた團體協約の点といふのは、非常にこの意味である當時の情勢におきましてはこの外のところから見まして進歩的であり、教員の事情に合つたとはいふふに考えられるのであります。現在今の御説明では公務員法なんかの見解において後退を余儀なくされたといふ説明でありましたが、社会立法としての立場から、又勤務者の本當の厚生面、厚生施設面、こういうやうな面から考えまして、やはりどこまでもこういう点を嚴守するところの方がやはり私は正しい方向であり、今後の行くべき方向だといふふうに考えますので、それに対して公務員法の性格が一面問題になつて来るといふのであつて、公務員法には官吏のいふ／＼な拘束の規定がある、併し厚生とか待遇の面においては十分保護するといふふうに言われたけれども、実はこういう面において現狀に反するやうな問題が含まれておつて、私たちはその方面について公務員そのものの性格が問題になつて来るのであります。とにかく問題といひましたし、こういうやうな情勢といふものに対して即應しなければならぬ。この苦しさは分りますけれども、飽くまで教育の一つの今後の進展のため、教員大衆の生活の確立と、それによるところの教育の十分な運営のために努力する、このことを切望して附加して置きたいと思ひます。決してこの点を進んで行くといふことに對して少しもこれは疑念を持た

れる必要はないといふふうに考えておるのであります。尚この法案に對するところの修正意見のところは私としては留保して置きたいと思ひます。

○河野正夫君 ちよつと関連して伺いたいのではあります。今体育局長から二年の治療及び療養期間で十分だといふやうな専門的な御陳述があつたのであります。私共が聞くところによると、文部省でこれを立案するときに三年とやはり考えたが、財政とその他いろいろの關係から關係方面の折衝や何かで二年に圧縮されてしまつたと伺つておるのであります。そのでき

てしまつた法案の裏付として科学的に二年でよいと、この局長が御説明になつていらつじやるならば論外であります。實際この際私共の貧乏な材料であります。實際この際私共の貧乏な材料であります。實際この際私共の貧乏な材料であります。

計などを考えますと、発病から入所まで一年三ヶ月、入所治療の二年五ヶ月、その他の例の作業とかといふやうなものに一年二ヶ月、合計五年三ヶ月かかるという正確な証言とすべき統計が出ておるのであります。こういうやうな点から考えまして、二年でよいといふのは科学的に良心を以てそう言われるのかどうか、關係筋の方は正確な、科学的な統計といふことを申すのであります。その正確な科学的統計でブツシュとして行けば當然三年でも少な過ぎるのですが、どうしてそれを戦時中のやうに學問的な統計を曲げるのであるか、それをお伺ひして置きたいと思ひます。

○説明員(東條吉君) 只今科学的統計のお話がありました。実は我々もそういうことを存じておるのであります。そしてこの結核の治療と申しますもの

の

は五年でも七年でも足りないのではござ
います。或るところに線を切りまし
て、大体そういうような数字が出て来
るのでございすが、我々といしまし
ては、現在の結核の治療の進歩とい
うことに非常に大きな期待を持つてお
るのであります。現在の早期治療とい
うものは相当今までと違つて立派な
成績を挙げているのであります。最近
もどん／＼進んで参りまして、両側の
肺結核に対しても手術を行われること
ができるというふうな状態になつて参
つております。現在我々は従つて教職
員の定期身体検査というものを非常に
励行いたしまして、苟も結核の疑いが
あるという時代を捉えて、これを保護
してやらなければいけない。そういう
ような建前から考えますと、極く初期
の本当の無自覚の未だレントゲンでも
はつきりと分らない、疑いを持てる
いうときにすでに治療を始めなければ
いけません。こういう建前から考へて参
りますと、我々一般の民衆が縣の
國立療養所あたりで、或る程度発病し
てから入つたものと比べて、少く
とも教職に立つておる方々は健康な時
代に常に健康診断というものを精密に
やられておるといふ、そういう对照を
とつて考えますと、今のような期間に
ついて矛盾するものではないと考へる
のであります。

なども行われてゐるということが必要だ
と思ふのであります。極めて簡単な生
徒と一緒にやるような体格検査のとき
に結核や何かの発見のための極めて簡
単な検査があり、而も法令上こういう
ふうなことができてしまつと、現職に
おる方がいろいろ／＼な意味で有利なん
で、発見されても無理をして治療に移
らない。いよ／＼になつてから休職に
なる外ないのではなからうかと思ふの
であります。だから結局早期発見され
ても無理無理を續けて行く、それは本
人のためにもならんし、生徒児童の保
護にもならん、非常な危険なことです
が、二年と限られておるのですから、
自分の身体を資本にして一家の生活を
續けておるといふような点には相当無
理をするのじやないか、だから結局早
期発見をし、施設を嚴重にすることと
同時に、一方ではこのゆとりを持つた
規定というものが、必要なものであ
ります。二年であるから二年でいいとい
うのは、それは丁度病氣を全然人間の精
神というものを度外視して考へる立場
なんでありまして、本當の医者ならば
心の治療という方面からも考へなけ
ばならん、そういう点で、やはり非科
学的じやないかと思ふのですが、その
点如何ですか。

○説明員(東郷君) 今学校身体検査
規程について改善すべき点を考慮し
ております。それで教職員の定期身体
検査を三回、一年にやれば非常によ
ろしいのでありますけれども、現在の
ところ財政の都合その他によりまして
定期に必ず行ななければならぬのは春
秋二期ということにいたしました。こ
れとあやしい場合、又本人の希望
によつて臨時にいたします。春秋二回
に定期精密身体検査を行うということ
でこれを勵行して行きたいと思つてお
ります。尚構想いたしました場合には
教員保護所、この制度を拡充いたしま
して、そこで十分にゆとりを持つて、
自分はそこで治り得るということ、
その保護所の内容を充実することに
つゝして精神のゆとりもできるだけ持
つように持つて行けばいいのじやない
かと考へる次第であります。

○河野正夫君 くだいようですけれど
も、最後の質問をいたします。次官に
伺いたいのですが、先程この休職中号
俸の切替というふうなことが當然すべ
きものであるというふうなお話でした
が、現実には只今現職で休職中の者
についても号俸の切替がなされておら
ないところがあります。そういうよう
な建前から、若しこの法律が通つたとい
うような場合にでも、これは地方教育
委員会に対して文部次官通牒がどれだ
けの効力を持つかは知りませんけれ
ども、とにかく何らかの方法で各教員の
管理をする機関に向つて、休職中と雖
も、号俸の切替というふうなこともし
て、或るべく教員に精神的なゆとりを
持たせて療養できるように、親切な扱
いをしてあげたいというふうな通牒を一應
出す必要があるのじやないかと思ひま
す。その点についてだめを押して置
きます。

○説明員(井手成三君) 私が次官就任
後短い期間であります。が、休職中
もベースの変更による切替の分をやつ
ております。只今のお話実は私調べて
いなかったものですが、そういう事実
があつたかどうか分らなかつたのであ
ります。が、この法案が通りますすれ
ば、文部省としてはこの法律の趣
旨が徹底するよう、そういうサービ
スする役目を持つておりますから、
教育委員会を拘束できないにしまして
も、こういう趣旨で我々は考へてい
るということ十分達するような方法を
研究したいと思ひます。

○岩間正男君 さつき忘れたのです
が、あの団体協約が実施されてから、
どういふような実績になつてゐるか、
それと予算なんかの通関ですね、これ
について……

○政府委員(辻田力君) 今関係局の人
を呼びに行つておりますから、その方
から正確にお答えいたします。

○河崎ナツ君 先程來賓さんが御質問
になりましたが、私の胸に落ちない点
をもう少し伺せて頂きます。教員の特
殊性に鑑みまして、第十四條、あとで
又二十條の問題がありますが、この十
四條、二十條というものは、教員への文
部省の誠意というものがそこに現れて
来なければ、今度のこの法案の精神は
活きないと思ひます。それでこの十四
條は非常に大事だと思ひますが、その
精神を踏かす上においてこの教員の結
核の問題、これは單に教員だけの問題
ではなく、その相手の子供にとつても
大きな問題でありまして、これに對し
ては政府当局も科学的なものをお持ち
であらうと思ひます。そういう意味に
おいて休職を二年にするか、何年にす
るかということを決めることは非常に
大事でありますから、非常に科学的な
意味がなければならぬと思ひます。
それこそ五十万教員を本當に納得さ
せ、同時にその子供を預けておる親御
さんをも安心させることが大事だと思
うのでございまして、これは是非はつ

きりさせて頂きたいと思ひます。そう
いう意味で、今年ということを主張
しますよりも、文部省としてはこうい
う科学的な理由であるということをは
つきり示して頂きたいと思ひます。殊
にこの結核の療養についてはそれこそ
非常に調期的なこと、これについて
は療養の仕方、時間のこともあります
から、そういう意味で先程の体育局長
の説明では我々は納得できないし、恐
らくそれだけでは教員の人たちにも納
得できないだらうと思ひます。そこで
昨日もそういうお言葉がありました
が二年にしたのは経済的の、予算の関
係もあつてというふうなお言葉があり
ましたが、それはどういふ程度であり
ましたが、もう一度はつきりと伺せて
頂きたいと思ひます。

○説明員(井手成三君) 後段の問題に
ついて私から申し上げます。現実には
法律が施行されておられませんから予
算は組んでありません。従つてそれだけ
出るかというところは法律が決つて
おられますから、恐らく國立のもの
あれば直接の予算、公立のものであ
れば負担という恰好になるだらうと思
ひますが、要するに財政を、緊縮さ
せて行きたいという政府内部の主張と教
員の内容及び待遇をよくして行きたい
という主張との摩擦点があるという
ことであります。具体的に幾ら減る、
減るといふようなことではありませ
ん。

○河崎ナツ君 そういうふうなことで
ありますれば、もつと文部省で、一
教員がどれくらい病氣になつてい
るか、それは岩間さんのお聞きになつ
ていらつしやつたので、後から御報告
さると思ひますが、そういうふうな意

味で二年を一年というようにするなどの位一体予算が違つて来るが、経済が違つて来るかというのと脱み合せて、そうしてとにかく子供に影響することでありますから、外のことと違つて非常に慎重に、又重要に、できるならば少しの予算くらいならば、そこへ力を入れて行くというようなことがこれからの教育の上においては大事じやないかと思ふのでありまして、そういう意味でこの二年とする客観的な理由を一ついへる科学的な立場からのものを、もう少しお示し下さるようお願いいたします。

○説明員(東後郎君) 只今の結核の問題の科学的根拠ということ、実は只今それについて関係局の方で文書を作成いたしております。それと共に教職員の最近における結核疾患の統計ができておりますから、この次に文書にして提出いたします。

○委員長(田中耕太郎君) それでは第十四條御発言ございませんか。……なければ第十五條。

○岩間正男君 議事進行につきまして、もうお晝になつたようでありますから、御意見ございますか。

○委員長(田中耕太郎君) 丁度切りがいいから十五條までやつて……十五條は別に御発言ございませんか。……ございませんければ第二節はこれで終りまして。……ところで午後まで継続して委員会をいたしますか。——次問ということでは異議ありませんか。

○河野正夫君 専門員の方で衆議院の進行状況を若し連絡がついておれば伺いたいのですが、今日にでも若し上がるようなことがあれば、逐條審議が済んでいないから、今日中に逐條審議を

終つて置かなければ、それに修正意見が出て来れば、質問だけは今日終らなければならぬ。

○委員長(田中耕太郎君) 速記をちよつと止めて。

〔速記中止〕

○委員長(田中耕太郎君) それでは委員会を休憩いたします。午後継続いたします。午後は一時半からいたします。午後零時五十二分休憩。

午後二時二十分開会

○委員長(田中耕太郎君) それでは只今より開会いたします。速記を止めて。

午後二時二十分速記中止

午後三時四十四分速記開始

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め。本日はこれを以て散会いたします。

午後三時四十五分散会

出席は者左の通り。

委員長 田中耕太郎君

理事

河崎 ナツ君

松野 喜内君

高良 とみ君

岩間 正男君

委員

木内キヤウ君

梅原 眞盛君

河野 正夫君

堀越 儀郎君

三島 通陽君

山本 勇造君

鈴木 憲一君

政府委員

文部政務次官 小野 光洋君

文部事務官 辻田 力君
(調査局長)
説明員
文部次官 井手 成三君
文部事務官 東 俊郎君
(体育局長)